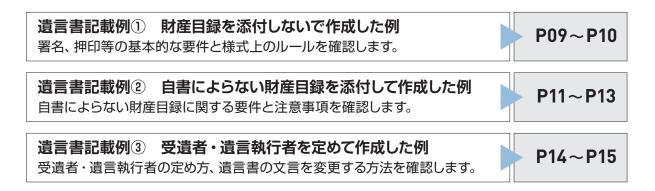
ステップ 1

遺言書を作成する

1. 遺言書作成上の要件と注意事項を確認しましょう。

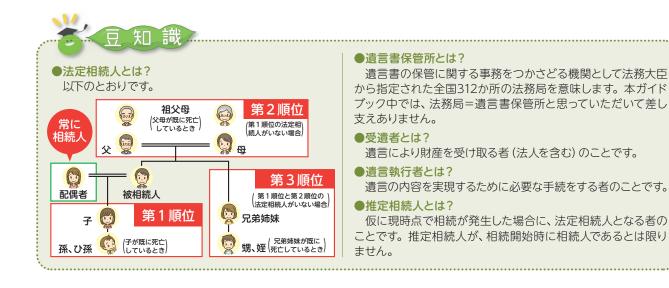
本制度の対象は、自筆証書遺言によって作成された遺言書であり、手続に 当たり事前に作成する必要があります。自筆証書遺言は、一人で作成でき、 手軽で自由度が高いというメリットがありますが、最低限守るべき要件が民 法に定められています。また、民法上の要件に加えて、本制度を利用する場 合に守っていただく必要がある様式上のルールもあります。この要件とルー ル、その他の注意事項を以下の遺言書の記載例で見ていきましょう。



2. 法務局では、遺言書の内容に関する相談には応じることができません。

自筆証書遺言は、一人で作成することができるというメリットがあります が、ご自身のみで作成することに不安を感じる方も多いと思います。

もし、どうしても遺言書の内容について、不明な点がある場合や相談した い場合は、弁護士等の法律の専門家にご相談ください。

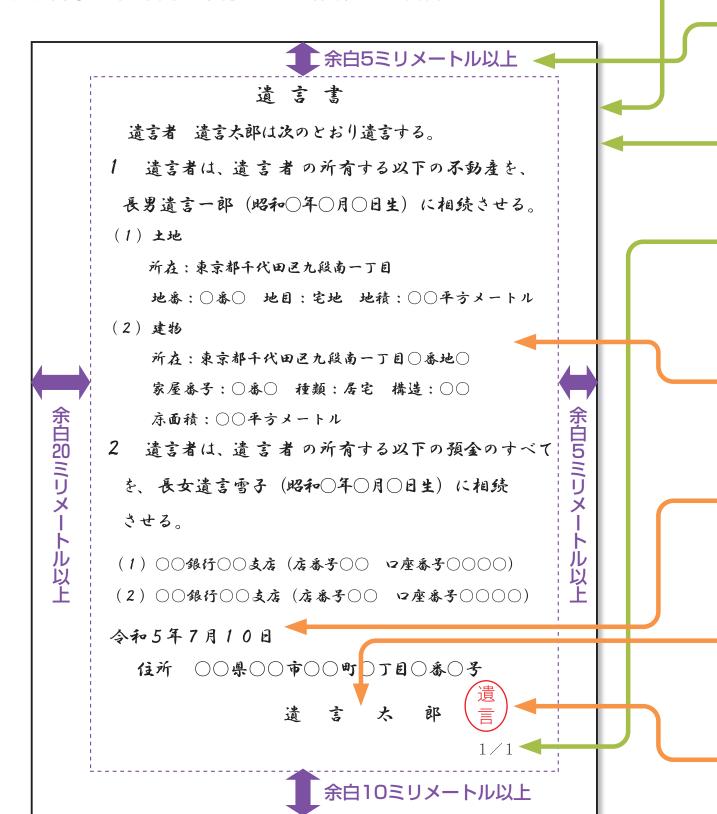


遺言書の記載例①

不動産と預金を推定相続人に相続させる場合~

実際の遺言書の記載例から民法上の要件や本制度を利用する上でのルール と注意事項を見てみましょう。

記載例①は財産目録を添付しないで作成した遺言書になります。



用紙がA4サイズ

文字の判読を妨げるような地紋、彩色等 のないものである必要があります。

余白の確保

上側5ミリメートル以上 下側10ミリメートル以上 左側20ミリメートル以上 右側5ミリメートル以上の余白が必要です。

片面のみに記載

裏面にはなにも記載しないようにします。 契印も不要です。

ページ番号を記載

遺言書本文・財産目録には、各ページに 通し番号で、ページ数を記載します。

本制度の様式上のルールについて

民法上の要件に加え、本制度を利用する場合に、 守っていただかなければならない様式上のルー ルがあります(法務局における遺言書の保管等 に関する省令別記第1号様式)。

- ①A4サイズ
- ②上側5ミリメートル以上、下側10ミリメート ル以上、左側20ミリメートル以上、右側5ミ リメートル以上の余白を確保する
- ③片面のみに記載
- 4)各ページにページ番号を記載 (1枚のときも1/1と記載)
- ⑤複数ページでも、とじ合わせない (封筒も不要)

遺言書全文の自書

ボールペン等の容易に消えない筆記具を 使って作成します。

遺言書の作成日付の自書

作成日付は、遺言書を作成した年月日を 具体的に記載する必要があります。

【○年○月吉日」などの記載は不可

遺言者の署名

遺言者の氏名は、住民票などの記載どお りに記載します。

🗙 ペンネームの記載は不可

遺言者の押印

押印は認印でも問題ありませんが、スタ ンプ印は避けてください。

遺言書の全文、日付、氏名の自書と 押印(民法第968条第1項の要件)

自筆証書によって遺言をするには、遺言書の全 文、遺言の作成日付及び遺言者氏名を、必ず 遺言者が自書し、押印する必要があります。 記載例①を見てみると、この要件を満たしてい ることがわかります。

財産の特定について

財産目録を添付せずに、遺言書本文に財産を 自書する場合は、財産の特定について疑義が 生じないように、不動産の場合は登記事項証 明書等で確認するなどして、間違いがないよう に記載する必要があります。



2

遺言書の記載例②

~登記情報や通帳のコピーを財産目録として添付する場合~

記載例②は自書によらない財産目録を添付して作成した遺言書になります。自書によらない財産目録に関する要件と注意事項を確認しましょう。

財産の特定

財産目録を添付して遺言書を作成する場合は、別紙1、別紙2などと記載して財産を特定しましょう。

推定相続人の場合

「相続させる」 又は「遺贈する」と記載します。 「遺贈する」とした場合には、申請書に受遺者として記載する必要があります。

(P21·P22参照)

人物の特定

氏名のほか、生年月日、 肩書き、住所等のいず れかで人物の特定がで きるように記載しま しょう。

付言事項がある場合は、本文に自書します。 財産目録に記載しない ように注意しましょう。

遺言者の住所や生年月日は、必須の記載事項ではありませんが、記載した場合でも削除する必要はありません。

全会白5ミリメートル以上

遺言書

遺言者 遺言太郎は次のとおり遺言する。

1 遺言者は、遺言者の所有する別纸1の不動産を、長男遺言一郎(昭和○年○月○日生)に相続させる。

2 遺言者は、遺言者の所有する別紙2の預金のすべてを、長女遺言雪子(昭和○年○月○日生)に相続させる。

3 付言事項

一郎と雪子には、これまでどおり仲のいい関係を続けてくれるように願っている。

令和5年7月10日

住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

遗言太郎



(昭和○年○月○日生)

1/3

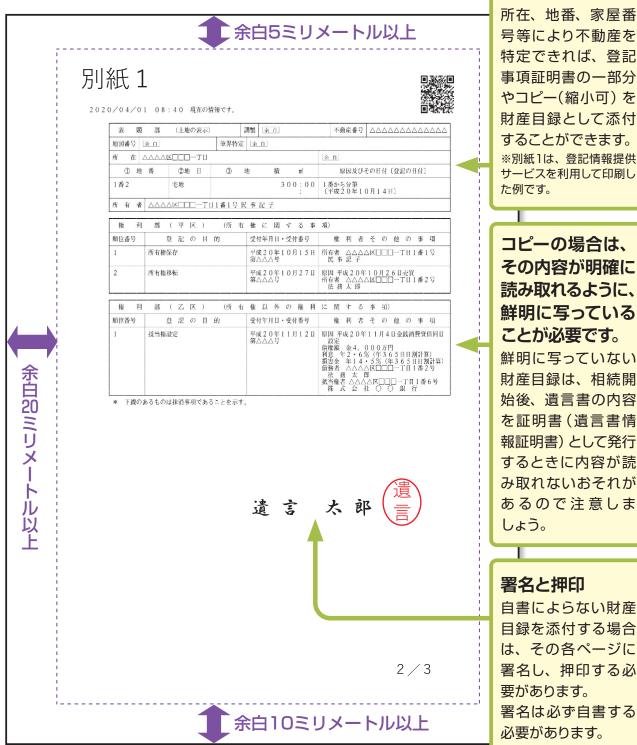
余白5ミリメートル以上



余白10ミリメートル以上

財産目録は、自書でなく、不動産(土地・建物)の登記事項証明書等を添付 する方法で作成することができますが、その場合は、その**目録の全てのペー** ジに署名押印が必要です(民法第968条第2項の要件)。

財産目録も記載例①で確認したA4サイズ、余白、片面等の様式上のルー ルを守っていただく必要があるのは同様です。



不動産の場合

号等により不動産を 特定できれば、登記 事項証明書の一部分 やコピー(縮小可)を 財産目録として添付 ※別紙1は、登記情報提供 サービスを利用して印刷し

その内容が明確に 読み取れるように、 鮮明に写っている

署名は必ず自書する

銀行の通帳やカードのコピーを財産目録として作成することができます。

銀行名、支店名、口座名義、口座番号が明確に読み取れるように、鮮明に写っているかどうかを確認しましょう。

なお、自書によらない財産目録は本文が記載された用紙とは別の用紙で作成される必要があり、本文と同一の用紙に自書によらない記載をすることはできませんので注意しましょう。

銀行の通帳やカードの場合 印字が薄い又は濃いなどにより、銀行名や口座番号等が読み取れない場合は、印刷・コピーをやり直していただく必要があります。 用紙について A4サイズで、文字の判読を妨げるような地

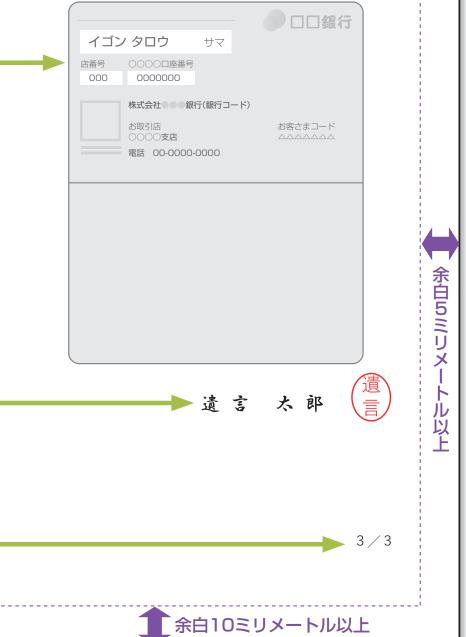
A4サイズで、文字の 判読を妨げるような地 紋、彩色等のないもの を使用してください。 感熱紙等の長期間保存 に適さない用紙は避け ましょう。

署名と押印

各ページに署名し、押 印する必要があります。

ページ数

財産目録を含めた遺言 書全体の枚数のうちの 何枚目かがわかるように ページ数を記載します。 下の余白(10mm)に かからないように注意 しましょう。



余白5ミリメートル以上

遺言書の記載例③

~受遺者及び遺言執行者を定める場合~

記載例③では、受遺者、遺言執行者の定め方や遺言書の内容の変更方法 を確認しましょう。 文字の変更がある場合は、その場所が分かるように明示し て、変更の旨を付記して署名し、変更箇所に押印をする必要があります(民法 第968条第3項の要件)。

余白5ミリメートル以上

造言書

遺言者 遺言太郎は次のとおり遺言する。

遺言者は、遺言者の所有する別紙目録の1及び2の 不動産を、長男遺言一郎(昭和○年○月○日生)に相続さ せる。 預金

遺言者は、遺言者の所有する別紙目録の3の不動

差のすべてを、次の者に遺贈する。

住所 東京都千代田巴九段南1丁目1番15号 氏名 甲山花子

生年月日 昭和45年4月15日

3 遺言者は、この遺言の遺言執行者として次の者を指 定する。

住所 東京都板橋已板橋1丁目44番6号

氏名 東京和男

職業 弁護士

余白20ミリメートル以上

生年月日 昭和40年11月15日

令和5年7月10日

住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○子

太 潰 喜

3字削除2字追加 上記2中 遺言太郎

変更場所の指示

変更した旨

1/2

余白10ミリメートル以上

文言の変更・追加

変更する場合は、従前の 記載に二重線を施し、押 印が必要です。加えて、 適宜の場所に変更場所の 指示、変更した旨、署名 が必要です。

修正テープや修正インクで 修正することはできません。 変更等があるときは書き 直すことをおすすめします。

受遺者の記載

推定相続人以外の者には 「相続させる」ではなく、 「遺贈する」と記載します。 申請書に受遺者としての 記載が必要です(P21・ P22参照)。

遺言執行者の記載

氏名のほか、生年月日、 うに記載します。

遺言執行者はご家族や知 人から選ぶことができ、 複数人指定することもで きます。

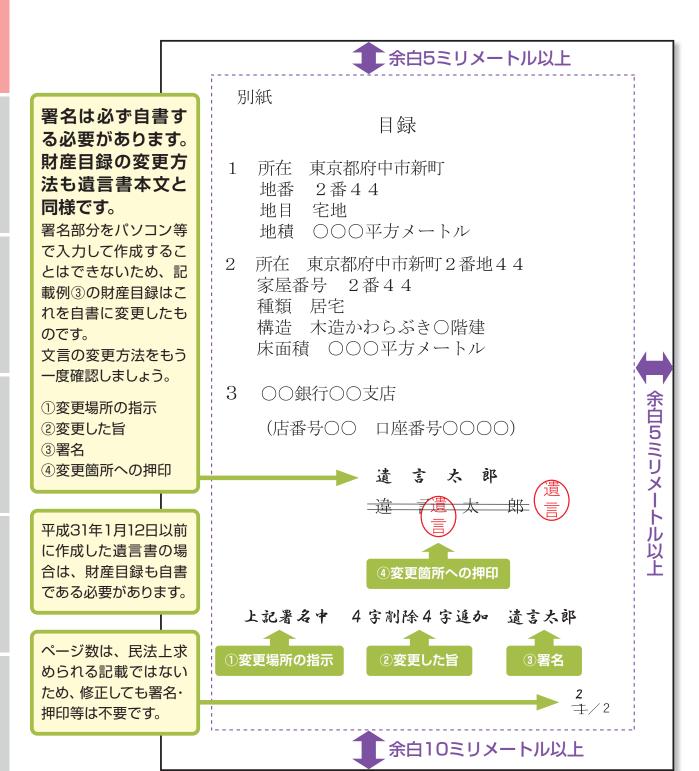
す(P21·P22参照)。

肩書き、住所等のいずれ かで人物が特定できるよ

遺言執行者を指定した場 合は、申請書に遺言執行 者としての記載が必要で

記載例③の財産目録はパソコンで入力して作成・印刷したものです。 財産目録には、財産を特定するための形式的な事項のみを記載し、それ以

別性日域には、別性を特定9 るだめの形式的な事項の 外の事項は遺言書本文に自書しましょう。



まとめ

これまでの内容をまとめています。ご自身が作成した遺言書について、も う一度確認し、チェックしてみましょう。

P29のセルフチェックシートもご利用ください。

遺	言書の	D全文、日付、氏名の自署と押印(民法第968条第1項の要件)
	1	遺言書全文の自書 ボールペン等の容易に消えない筆記具を使って作成します。
	2	遺言書の作成日付の自書 作成日付は、遺言書を作成した年月日を具体的に記載する必要があります。
	3	遺言者の署名 遺言者の氏名は、住民票や戸籍の記載どおりに記載します。
	4	遺言者の押印 押印は認印でも問題ありませんが、スタンプ印は避けてください。
■自書によらない財産目録(民法第968条第2項の要件)		
	1	自書によらない財産目録を添付する場合は、その毎ページに署名し、押印する必要があります。
	2	自書によらない財産目録は本文が記載された用紙とは別の用紙で作成される必要があり、 本文と同一の用紙に自書によらない記載をすることはできません。
	3	平成31年1月12日以前に作成した遺言書の場合は、財産目録も自書である必要があります。
■遺言書の文言の変更・追加(民法第968条第3項の要件)		
		変更する場合は、従前の記載に二重線を施し、押印が必要です。加えて、適宜の場所に変 更場所の指示、変更した旨、署名が必要です。
■本制度の様式上のルール(法務局における遺言書の保管等に関する省令別記第1号様式)		
	1	用紙がA4サイズで、裏面に何も記載されていないことが必要です。
	2	上側5ミリメートル以上、下側10ミリメートル以上、左側20ミリメートル以上、右側5ミリメートル以上の余白が必要です。
	3	遺言書本文・財産目録には、各ページに通し番号で、ページ数を記載します。
	4	複数ページでも、とじ合わせません(封筒も不要)。
■その他の注意事項		
	1	推定相続人以外の者に対しては、「相続させる」ではなく、「遺贈する」と記載します。 受遺者等は、申請書に記載する必要があります(予備的遺言により受遺者等となる方につい ても含まれます。)。
	2	遺言執行者を指定した場合、遺言執行者を申請書に記載する必要があります。
	3	自書によらない財産目録について、コピーの場合は、その内容が明確に読み取れるように、 鮮明に写っていることが必要です。
	4	付言事項がある場合は、自書により、遺言書本文に記載します。